理事及び監事の選任に関する覚書

一般社団法人日本粉体工業技術協会

（目的）

第１条　この覚書は、一般社団法人日本粉体工業技術協会（以下「本会」という）の定款に基づき、役員候補選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（役員の種類）

第２条　この覚書において、役員とは理事と監事をいう。

（理事の定数と区分）

第３条　理事の定数は、定款に従う。

２．理事は、関東以北、中部以西のそれぞれが半数ずつとする。少なくとも各々の数が全数の４０％を下回らないように配慮する。

３．個人会員の理事は、理事総数の４分の１以下とする。

４．法人の理事は、正会員である会員代表者とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、理事総数の３分の１以下を限度として、正会員以外の者を理事に選出することを妨げない。

（監事の定数と区分）

第４条　監事の定数は、定款に従う。

２．監事は原則として協会本部所在地に近い正会員より選任する。

３．１名を限度として、本会の会員以外の者を監事に選任することを妨げない。

（理事と監事の任期）

第５条　理事及び監事の任期は、定款に定めるとおりとする。但し、再任を妨げない。

２．会長の任期は、原則２期４年とする。

３．副会長の任期は、原則４期８年とする。

（役員推薦委員会）

第６条　諮問会議の下に役員推薦委員会を置く。

２．役員推薦委員会は、正副会長、専務理事及び常勤理事で構成し、役員候補者の選出を合議により行い、作成された候補者名簿の原案は、諮問会議に諮った後、理事会にて説明し、承認を得なければならない。

（役員候補者の選出基準）

第７条　役員推薦委員会は、下記の基準を目安に、役員候補者を選出する。

（１）将来の協会運営、事業運営及び現状の会員構成を充分勘案しながら、候補選出に当たるものとする。

（２）新しい役員候補者を選出する場合は、協会でのこれまでの活動実績、これからの貢献度合い等を勘案する。

（３）活性化のため、新しい役員の選出に配慮するものとする。

（４）同一法人会員からの複数の選出はできない。

（役員候補者名簿の公示）

第８条　役員候補者の名簿は、役員選任のための定時総会の議案とともに、会員宛に事前に送付するものとする。

２．候補者名簿は氏名による５０音順とする。また第３条で規定する種別（個人会員、法人会員、正会員以外の者）及び所属を表示する。

（役員の選任方法）

第９条　定時総会において役員を選任する方法は、定款に従う。

（欠員）

第１０条　役員に欠員が生じた場合の措置は、定款による。

第１１条　この覚書に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

（附　則）

この規程の改定は、理事会の議決を得た日から発効する。

（付　記）

平成１２年　３月２３日　　制定（理事会承認）

平成１７年１１月２４日　一部改定（理事会承認）

平成２２年　３月１８日　　改定（理事会承認）

平成２３年　３月１８日　　確認（理事会承認）

平成２５年１１月２７日　一部改定（理事会承認）

平成２８年　３月１６日　一部改定（理事会承認）

平成３０年　８月　３日　一部改定（理事会承認）